道路の供用開始 道路の区域変更 道路の区域決定 県道の路線の廃止 県道の路線の認定

号

外

(--)

令

和

Ξ

年 十 月二十七日

目

告

示 次

道 路維持課)

Ξ =

同 同 同

岐阜県告示第四百五十八号

告

示

ように認定したので、同法第九条の規定により告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条第一項の規定により県道の路線を次の

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十七日

岐阜県知事 古 田

明和美 宝良並 線			路 線 名					
同市明宝	郡上市美並町	終	起					
		点	点					
良町	郡上市和		経重 過要 地な					
		終	起	備				
		点	点					
			重					
		過	考					
		地	な					

番号

329

整理

岐阜県告示第四百五十九号

ち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第一項の規定により、県道の路線のう

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十七日

毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

号 外

発行

323

白鹿

山倉 線

郡上市和良町鹿倉

同

市美並町白山

番号

終

点

終

点

経重 過要

地な

経重 過要 地な

起

点

備

考

整理

起

点

路 線

名

# 令和三年十月二十七日

#### 支具具印具 5 Ę

屿阜県知事
쿧
H

32	22	番整号理						
和良	畑 佐 <mark>象</mark>		路線					
同市和良町	郡上市明宝畑佐	終	起					
		点	点					
		経重 過要 地な						
		終	起	備				
		点	点					
		経過地	考					

岐阜県告示第四百六十号

ち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十条第一項の規定により、県道の路線のう

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

# 令和三年十月二十七日

岐

阜

県

### 岐阜県知事 古 田

岐阜県告示第四百六十二号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和三年十月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

## 令和三年十月二十七日

岐阜県知事 古 田

	類の道 種路
	路線
	名
六七八番二三五地: 郡上市明宝小川字:	区
先道 か谷 ら一	間
	別前変区 後更域
	ル ( メー ト 幅
	ル <sub>(メート</sub> ト長
は及 A 関び、 係 C B	備考

岐阜県告示第四百六十一号

次のように決定したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和三年十月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

## 令和三年十月二十七日

岐阜県知事	
古	
田	

県道	類の道 種路					
明和美	路					
宝良並線	<b>線</b> 名					
八三六番一二二地先まで 同 市明宝畑佐 字相谷 四四六九番九地先から 郡上市美並町白山字羽佐古	区間					
	ル ( メー ト 幅					
0 •4	ル (メート ト長					
一茂県百一 部和道五般 重良美十国 用線濃凸道 と加マニ	備考					

( 3 )	<b>令和3年</b> 10月2	27日	岐	阜	県	公	報					号	外	(1)
	類の道 種路	令和	課及び岐	はお、この関系図面は、用を開始するので告示する。	岐阜県告示第四百六十三号					<b>男</b>				
明和美	路	当年	阜で	子子(2) 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	景第					明	金			
宝良並 線	線 名	月	郡ほ	目の 利ので 十	<b>1</b> 四 三 百 三 六					宝	山 N			
六番一二二地先まで 同 市明宝 畑佐字相谷八三三七番二地先から 郡上市和良町鹿倉字南垣内一	区間	令和三年十月二十七日	課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。	(1) 関系図句は、 ◇ロミドトヨニトごヨからこ 週間技具県になするので告示する。(昭和二十七年没得第百八十号) 第十八条第二項の規定により	十二号		九二番一九九地先まで 市明宝畑佐字宮尾一	郡上市明宝小川字道谷一九二番二七一地先まで	に 市明宝畑佐字宮尾一門 市明宝畑佐字宮尾一	郡上市明宝小川字道谷一	三六番九二地先まで同一市明宝畑佐字相谷八	ブイノ者・ナーサタカル	おとし、番ールー 他もから 郡上市明宝小川字道谷一	九二番二七一地先まで同の市明宝畑佐字宮尾一
		岐阜県知事	覧に供	はいいい			СВ	後	Α			В	į	ii A
八 三 四 五	ル <sub>(</sub> 延 )メ ー ト長	知事	する。	三 現の 対			· ? ?		亭 亭 0			₹ ○	<u>;</u>	
<b>亭 和</b> ○ □	の 期 日 始	田	与男子	はにより	)		三三元		七六六0•0			一 九 九 六 ・ 一		七六六〇• 〇
<b>亭令</b> •□•□ □□□	ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考	肇	保음道路   編	情 の の 追路の 供					0					る表図 敷示面 地すに
				<del>7</del> 17	<b>t</b>					課			岐	
				県道	<u> </u>	類	原の道 種路		令和	課及び岐阜なお、そ	を開いた	道 路 去	早県告	
				明3 宝L <i>綿</i>			路 線 名		令和三年十月二十七日	早県郡上十その関係図	用を開始するので告示する。	昭和二十	岐阜県告示第四百六十四号	
					八番一九一地先から   郡上市明宝小川字道谷一六七		区	<b>4+</b>	十七日	及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。なお、その関係図面は、令和三年十月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持	三示する。	(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供	八十四号	
						JI	延	岐阜県知事		見に供する		条第		
				三三九			<u>(</u> 延 メ ト長	事古		yる。 一週間岐1		一頃の規		
				手 10 11	令 和	の 期 E	月 周	田		阜県県土整		ぜにより、		
				<b>学和</b> ① 二	<b>●平</b> ・成	は示か年	変決(備 更定区 の又域 告はの考			備部道		欠の首		